

## 第42回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

### 議 事 概 要

#### 議 題 「成年後見、未成年後見等の制度について」

#### 1 開催日時

令和4年7月21日(木)午前10時00分から午前11時35分

#### 2 開催場所

釧路地方・家庭裁判所第1会議室

#### 3 出席者等

##### (1) 家庭裁判所委員会委員

石川貴司、伊藤昌博、岩村史人、小野正晴、久保田眞弓、作原大成、関原久、  
田中君枝、土井裕子、長谷川浩二、和地輝仁（50音順・敬称略）

##### (2) 裁判所（説明者）

中田潔（首席家庭裁判所調査官）、宮下智（家庭裁判所首席書記官）、箕本  
純子（家庭裁判所訟廷管理官）、田上弘樹（家庭裁判所事務局長）

##### (3) 庶務

中川賢也（地方裁判所事務局総務課長）

#### 4 議事概要

##### (1) 新任委員紹介及び挨拶

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され、  
挨拶した。

##### (2) 前回委員会が出された意見に対する検討、取組状況等

別紙「報告要旨」のとおり報告された。

##### (3) 裁判所からの説明等

裁判所から、成年後見、未成年後見等の制度について説明を行った。

(4) 意見交換

裁判所からの説明等についての感想及び質問を交え、意見交換を行った（要旨は、別紙「発言要旨」のとおり。）。

(5) 次回開催日時及び議題

ア 開催日時

令和5年2月24日（金）午前10時00分から午前11時30分まで

イ 議題

少年事件について

別 紙

## 報 告 要 旨

前回（令和4年2月10日）開催の家庭裁判所委員会では、「調停委員の人材確保について」というテーマで、委員の皆様方から様々な御意見をいただいた。同委員会において、裁判所から調停委員候補者に依頼する際、調停委員の仕事は社会貢献、人間関係の調整のスキル向上につながることで、調停委員の仕事の都合を優先して期日調整してくれるので仕事との両立も可能であること、紛争に悩む方の役に立つこと等のアピールが少ない、様々な団体に活発な推薦依頼を行うべきとの御意見をいただいた。今後も引き続き調停委員の必要性、やりがい等を多くの方々に認知していただけるようアピールしていきたい。

## 別 紙

### 発 言 要 旨

委 員： 社会福祉士として成年後見人等を受任しているが、裁判所に確認したいことが数点ある。一点目は、裁判所には、成年後見人等に対する評価のスケールが存在するか。二点目は、団体が裁判所から推薦依頼を受ける際、本人の状況が3枚程度にまとめられた書面を添付してもらっているが、もっと詳しい情報があった方が受任の際には参考になるのではないか。三点目は、申立時に診断書を提出しているが、最近、鑑定を実施するケースが多いのはなぜか。四点目は、身上保護について、一月に一回と決められたものはあるが、多くの方は週に一度訪問しており、場合によっては親族との調整もあるところ、その点についてどう考えているか。最後に、毎年、担当書記官が変更になることがあるが、どの程度引継ぎがされているのか。

説明者： 書記官については、二、三年でのジョブローテーションにより、転勤があるのが現状である。その際に担当者が替わることがあるが、基本的には整理された事件記録又は記録外の書面で引継ぎがなされている。

委 員： 裁判官としての経験でお答えできる部分について回答させていただくと、成年後見人等の業務としては、大きく分けて財産管理と身上保護があり、社会福祉士が成年後見人等に選任される場合は、身上保護が中心となる事案をお願いしていることが多いと思われる。成年後見人等は、完全なボランティアではなく、御本人の財産から一定の報酬が支払われるという制度となっていて、成年後見人等からどのような活動をしたかを報告してもらい、その報告内容を見て裁判官が報酬額を判断している。しかし、身上保護については具体的な指標がないため、報告内容を裁判官なりに考えて評価しているものの、実際の福祉の現場の苦労を、必ずしも裁判官が正確に理解して反映できていない可能性もある。そのため、

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、福祉の現場と司法の相互理解が非常に大きな課題となっている。

鑑定を実施するケースが増えているのではないかというお話だったが、全体的に増やしているということではなく、個別の事案ごとに診断書の内容を判断した上で鑑定が必要か検討しており、私の感覚では鑑定を実施するケースがそれほど増えているわけではないと思う。

推薦依頼の際の御本人の情報については、確かに、詳しい情報があれば後見業務がより円滑にスタートできると思うが、詳しい情報を知ろうとすると家庭裁判所調査官による調査等が必要になり、一定の時間が掛かってしまう。一方で、できるだけ早く成年後見人等を選任して、御本人が保護を受けられる状態にしていきたいとも考えていることから、ある程度情報が取得できた段階で推薦依頼をさせていただいているのが現状である。裁判所としては情報が不足しすぎないように、さりとて情報収集に時間を掛け過ぎて御本人の保護が遅れないようにしているところである。

委員： 今の説明を聞いて、だいたいの流れは理解した。中核機関の連携を早く進めていくべきだと思う。

委員： 一人の御本人に対し、複数の市民後見人が選任されるという話を聞いたのだが、一人の御本人に対し、一人の成年後見人等が付くのが基本的なのか。

また、御本人が亡くなるなどした場合、成年後見人等としての役割は終了となるのか。それとも名簿登録のようなものがされているのか。

説明者： 基本的には御本人一人に対し、市民後見人が一人というケースが多数である。初めて受任する市民後見人の場合は、二人選任されるというケースもあるが、割合としてはそれほど多くない。

また、御本人が亡くなった場合、財産が残っている場合は相続人に財

産を引き継いで事件は終了となる。

委員： 裁判官としての経験から述べると、市民後見人として登録された方の中から、団体の推薦を受けて成年後見人等を選任しているのが実情である。後見業務が終了した後に新たな後見業務を引き受けてもらうこともあるし、数件の後見等業務を同時に受任している方もいると思われる。市民後見人の場合は身上保護のほか、財産管理で銀行に行くなどの業務の負担もあるので、御本人に適切な保護を受けていただくために、複数人を選任し、業務を分担してもらっている場合もある。

委員： 成年後見等の制度について、名前は聞いたことがあるけれど内容や手続を利用した場合のメリットについては知らないという人が多いと思う。詳しい内容を理解すれば、後見制度や任意後見制度の活用につながると思うので、広報が重要ではないかと思う。また、大学では障害を持つ子どもについての教育を行っているので、そういった中で理解を深めてもらうという方法もあると思う。

委員： 釧路は全国に比べて市民後見人の割合が高いということだが、釧路本庁だけが 높은のか、管内支部も同様に高いということなのか。

説明者： 釧路市の割合がとりわけ高いが、他の地域ではそこまで割合が高いというわけではない。

委員： 弁護士は主に財産管理の面で成年後見等に関わってきたが、身上保護の面では常に寄り添うことができるわけではない。身上保護を中心に成年後見人等を増やすということになると、社会福祉士が適任ではあるが、それも限界がある。よって、市民後見人がどれだけ増えていくかが課題であるといえる。釧路市は市民後見人の割合がかなり高いということなので、これを他の地域にどれだけ広げていけるかということになるが、市民後見人の育成について裁判所からアプローチをしているのか。

委員： 釧路市は市民後見人のなり手となる方を発掘したり、育成していくと

いうノウハウを確実に持っていると思うので、それをどうやって別の自治体に広げていくかというのが課題だが、一つの試みとして、帯広で行われる弁護士、司法書士、社会福祉士及び裁判所の会合に、ゲストスピーカーとして釧路市の担当者を招き、これまでの経緯や育成のノウハウ等を講演してもらうことを予定している。この会合でまず弁護士等の専門職に情報を還元し、その後、自治体への働きかけを専門職に考えてもらおうという動きを進めている。

委員： もともと行政には民生委員というのがあるが、民生委員が市民後見人をしているという事案はあるのか。

委員： 民生委員は、日常の活動として判断能力が衰えてきている方の支援をしているが、成年後見等の制度はその延長線上にある活動のため、機会があるごとに民生委員に講座を受けることを勧めている。正確な人数は把握していないが、相当数の民生委員が市民後見人になっていると思う。しかし、実際に市民後見人をしている人からは大変だという声を聞くので、なかなか次のなり手に繋がらないのが現実だと思う。

説明者： 市民後見人として登録されている方が民生委員かどうかというのは裁判所では把握していないが、釧路市では市民後見人養成講座を年に一回実施しており、長時間の講座を受講してから市民後見人になっていただいている。ボランティア精神豊かな方は、他のボランティア等も多数参加していて、忙しいことから市民後見人を受けられないという声も聞いている。

委員： 市民後見人の方に裁判所で講演していただいた際も、大変だということを強調していた一方、御本人に近い立場で寄り添い、御本人の希望を叶えることで御本人がすごく喜んだという事例が紹介され、苦労の先に大きなやりがいを感じられるということをかなり強く話されていたのが印象的だった。市民後見人の皆様には、大変な中でもやりがいを見出し

ていただいているのではないかと思う。

委員： 今後、相続登記の申請が義務化されると、成年後見等の利用が爆発的に増えていき、成年後見人等が不足する可能性がある。釧路市は市民後見人の育成をかなり進めてくれているようだが、中核機関や地域連携ネットワークを早く整備していなければ大変なことになるのではないかと思う。